

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		利用の許可
根拠法令及び条項		新座市立公民館規則第6条第3項 第1項の許可は、新座市立公民館利用（変更）許可書又は新座市立公民館設備利用許可書を交付して行うものとする。
所管部課係名		教育総務部公民館
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 原則即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）